

津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金交付要綱をここに
公布する。

令和5年8月22日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第75号

津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気料金及びガス料金等のエネルギー価格の急激な高騰の影響を受ける本町で商工業事業等を行う事業の継続に意欲のある法人又は個人事業者（以下「事業者等」という。）を支援し、もって町内の経済振興を図り地域の活性化を推進するため、予算の範囲内において津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業者等の定義)

第2条 前条に規定する事業者等とは、令和5年1月1日現在で本社及び本店所在地を津和野町地内に有し、次の各号のいずれにも該当する事業者等をいう。ただし、個人開業医、農業法人、個人農家は除く。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者等であること
- (2) 令和5年7月1日において、主たる事業者以外に1名以上の雇用者（家族雇用者は除く。）を要する事業者等であること。
- (3) 事業の実施に要する電気料金及びガス料金の令和4年7月期から令和5年6月期までの支払額の合計が、令和2年7月期から令和3年6月期又は令和3年7月期から令和4年6月期に比して15万円以上増加（以下「増加額」という。）していること。
- (4) 納期の到来した町税等を完納し、若しくは税務担当課等と納付についての協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していること
- (5) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない事業者等であること
- (6) 社会通念上不適切であると判断される事業者等でないこと

2 前項第3号に規定する増加額については、同項に規定する期間の試算表による比較をもって行うものとし、増加額については津和野町商工会（以下「商工会」とい

う。)の確認を受けることとする。試算表を有しない事業者等は、町商工会に帳簿等の関係資料を提出のうえ、同様の確認を受けるものとする。事業者等は、商工会の確認に際しては、商工会が求める関係書類の提出に応じなければならない。

- 3 商工会は、前項に規定する確認により増加額が15万円以上であることが明らかとなった事業所等に対して、商工会長が別に定める証明書を発行するものとする。

(給付金の額)

第3条 給付金の交付額は、増加額に15パーセントを乗じた額(以下「交付基本額」という。)とする。ただし、増加額が300万円以上500万円未満の場合は交付基本額に1.1を乗じた額を、増加額が500万円以上1,000万円未満の場合は交付基本額に1.2を乗じた額を、増加額が1,000万円以上の場合は交付基本額に1.3を乗じた額を、それぞれ交付するものとする。

- 2 1事業者の受けることのできる額は300万円以内とし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる取り扱いとする。

(給付金の申請)

第4条 給付金の申請は、1給付対象者につき1回限りとし、給付金の交付を受けようとする事業者等(以下「申請者」という。)は、津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和6年1月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書(事業者等の代表者分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含む。)
- (2) 第2条第3項に規定する商工会が発行するエネルギー経費増加額証明書
- (3) 振込先口座のわかる通帳等の写し
- (4) 暴力団等の反社会勢力と関係を有していないことの宣誓書

(給付金の交付決定)

第5条 町長は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項等の交付決定を行った場合は、申請者に対し速やかに津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告及び給付金の額の確定)

第6条 規則第10条に規定する給付金の実績報告は、第4条に規定する書類の提出をもって、その提出があったものとみなす。

- 2 規則第11条に規定する給付金の額の確定は、前条第2項に規定する通知の発出をもってその金額を確定し、事業者等に通知したものとみなす。

(給付金の請求)

第7条 前2条に規定する通知を受けた申請者は、津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求が適切であると認めたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（状況報告及び調査等）

第8条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、実施状況等についての報告を求め、必要な指摘を実施し、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、申請者が次の各号に該当する場合には、第7条に規定する給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、法令又は本要綱の規定に違反したとき
- (2) 申請者の申請書類の内容に虚偽があるとき。
- (3) 申請時に宣誓した内容に違反したとき。

（給付金の返還）

第10条 町長は、前条の取り消しを行った場合において、既に交付した給付金の一部又は全部を期限を決めて返還させることができる。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。

- (1) 申請者が死亡したとき
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年8月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定により給付金の交付を行った者に係るこの告示の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。